

平成30年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（市町村分）個票

市町村名 大任町
 本事業の担当部局名 福祉課福祉係

事業メニュー	結婚新生活支援	
区分	結婚新生活支援	
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援	
個別事業名	大任町結婚新生活支援事業	
実施期間	交付決定日 ~ 平成31年 2月 28日	
所要見込額	1,500千円 補助率: 1/2 (交付金所要額: 750千円)	
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<p>「大任町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを基本目標とし、講ずべき施策の基本的方向として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出会いの機会づくりの支援 2. 妊娠・出産時の支援 3. もう1人子どもを持つための支援 4. 子育てしやすい環境づくりへの支援 5. 未来を担う子どもたちの教育環境づくり <p>を掲げている。 本事業は経済的基盤の安定とともに、上記の3及び4に位置づけられる。</p>	
個別事業の内容	(個別事業の内容) 1 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 大任町結婚新生活支援事業 所要見込額 1,500千円 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃貸に係る経費に対する支援を行う。 支給見込世帯数 5件×30万円（補助上限額）×1/2（補助率）=750千円 ※積算上の支給見込世帯数は10件だが、予算の制約及び過去2年の申請件数を鑑みて今回対象世帯は5件とする。 積算根拠： 10件=22件×75.9%×60.5% ①「(大任町調べ)」平成28年大任町婚姻件数 22件 ②「平成28年人口動態統計」平成28年に結婚生活に入った夫婦ともに34歳以下の世帯割合75.9% ③「平成28年国民生活基礎調査」平成28年世帯主の年齢別、世帯所得の割合 34歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が550万円以下（所得換算約340万円）の世帯割合60.5%	
	2 引越費用に係る支援 大任町結婚新生活支援事業 所要見込額 1,500千円（再掲） 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越しに係る経費（引越し業者又は運送業者への支払いに対し支給するものに限る。）に対する支援を行う。	
	・個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標	・支給世帯実績/支給見込世帯数の割合:100% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(婚姻届提出時)における「本事業の認知度」:70% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(補助金申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」:80% <参考指標> 婚姻数 13件(平成29年) 婚姻率 2.5% 出生数 42人(平成29年) 出生率 8.0%
	・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法	県が実施する「縁結びネットワーク」の研修会・交流会に参加し、他の実施自治体や事業との情報交換によりノウハウを学び、本事業に活用・反映していく。また、県の「ここに家族づくりポータルサイト」等を活用し連携して広報を行う。
・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法	今年度は新たに、町内にある道の駅の掲示板の利用及び田川市の結婚式場や町内にある不動産に協力を依頼し、多くの方に情報を提供する。	

・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等) (配慮すること)
・委託契約の有無及び契約方式	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 <input type="checkbox"/> 有(以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) <input type="checkbox"/> ②競争入札方式 <input type="checkbox"/> ③随意契約[事業の内容:] (①を除く) [随契の理由:]
・システム等導入に係る管財部局の確認	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: <input type="checkbox"/> 有(取組名:) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有の場合の担当部局:

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて、「うち交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千位未満切り捨て)を記入すること。
- 2 「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、各区分(①結婚に対する取組、②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。
- 3 「事業内容」には、個別事業の具体的内容を記載する。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、毎年、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 (過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)
- 5 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載する。
- 6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入する。
- 7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないよう観念から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。